

KASHIWARA芸術祭実行委員会（愛称：A n yアート）会則

- 第1条 本会は、KASHIWARA芸術祭実行委員会（愛称：A n yアート）と称する。
- 第2条 本会は、芸術文化の振興と地域社会の発展を図り、柏原から多種多様な芸術文化を発信や交流の関係ネットワークづくりを目的とする。
- 第3条 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う
- （1）KASHIWARA芸術祭（柏原ビエンナーレ）の企画運営
 - （2）セミナー、フォーラム、シンポジウム等の企画開催
 - （3）機関誌、パンフレット等の発行
 - （4）ワークショップ、研修会、研修旅行等の開催
 - （5）行政等への提言
 - （6）その他の事業
- 第4条 本会は、第2条の目的に賛同する会員をもって構成する。
会員は、一般会員及び賛助会員とし、賛助会員は議決権を有しない。
- （1）本会は、次の委員及び会計監査をおく。委員は代表、副代表、事務局長、会計、運営委員を指す。委員等は総会の際に選出し、その任期は2年とするが、再選は妨げない。
 - （2）代表 1名
 - （3）副代表 2名
 - （4）事務局長 1名
 - （5）会計 1名
 - （6）運営委員 若干名
 - （7）会計監査 2名（内1名は運営委員とする。）
- 第5条 本会の会議は、総会及び運営委員会とし、総会は本会の議決機関として毎年1回以上開かれる。
- 第6条 本会の会議は、すべて出席員によって構成され、議決は多数決による。
- 第7条 本会の経費は、運営協力金、助成金・補助金、賛助金、寄附金、協賛金等の収入をもって充てる。
- 第8条 本会の事業年度は1年間とし、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終える。
会計年度もこれに準ずるものとする。
- 第9条 本会則に定めのない事項については、運営委員会で決定する。

附則（設立年月日と経過措置等）

- 1 2020年2月1日設立。
- 2 柏原ビエンナーレ実行委員会とアッポコ（アーツプロジェクトin大阪柏原）とを統合する。なお、柏原ビエンナーレの設立以降の、歴史的な経緯を踏まえ、柏原ビエンナーレの名称を継続使用する。
- 3 会則の承認に伴い柏原ビエンナーレ規約を廃止する。
- 4 2020年度の事業年度は設立時から始める。
- 5 設立時の代表等については、当面2019年度実行委員会が担う。
- 6 事務所は、大阪府柏原市法善寺1-6-5友田方に設置する。

KASHIWARA 芸術祭(柏原ビエンナーレ)実行委員会 事務局

Eメール jim@anyart.jp

FAX 072-970-0500

〒582-0005 大阪府柏原市法善寺1-6-5友田方

WEB サイト 検索「Any アート」<http://anyart.jp>